# 「東京都花粉症対策本部」第22回全体会議議事録

令和7年10月20日(月)

都庁第一本庁舎 7 階·特別会議室(庁議室)

## 【榎園部長】

ただいまから「東京都花粉症対策本部」第22回全体会議を開催いたします。

司会進行を務めます、産業労働局農林水産部長の榎園でございます。よろしくお願いいたします。

オンラインで参加の方に操作上の留意事項をお知らせします。会議中、発言する時以外は【オーディオ】をミュートにしていただき、発言の際には、【リアクション】ボタンから「挙手」をクリックし、【オーディオ】のミュートを解除して、ご発言ください。発言終了後は、再び【オーディオ】をミュートにしていただくよう、お願いいたします。

それでは、開会に当たり、東京都花粉症対策本部 本部長の 松本副知事よりご挨拶をいただきます。副知事、よろしくお願いいたします。

## 【松本副知事】

皆さん、こんにちは。第22回「東京都花粉症対策本部」全体会議の開催にあたりまして、一言、申し上げます。

東京都は、平成18年度から、総合的な花粉症対策を実施しておりまして、今年でちょうど20年目ということになります。この間、スギ・ヒノキの伐採と花粉の少ない苗木による植え替え、多摩産材の利用拡大等の「発生源対策」のほか、「保健医療対策」、「大気汚染対策」など、全庁をあげた取組を行ってきました。

今年の花粉シーズンでは、都内におけるスギ・ヒノキ花粉の飛散数は、前年の約7割、過去10年平均の約8割という結果でした。去年は10年平均を上回っていたりとかですね、年ごとに飛散量の波はございまして、引き続き効果的な対策を推進していくことというのが重要になってきます。

東京都は、これまでも、この後説明がありますけれども、先進的な林業機械の導入等、様々な施策を通じて伐採や植替えのスピードアップを図っています。しかし、近年、所有者や境界が不明な森林が多くなってきていて、事業を進めるうえでの障害となっています。この課題を解決するため、所有者の特定から境界の明確化までの一連の手続きに対する支援を、今年度、全国に先駆けて開始したところでございます。

以上は供給面なんですけれど、需要面では、多摩産材に関する情報発信や全国各地と連携した展示商談会の開催などを通じ、木材利用の機運の醸成を図っています。

また、保健医療対策としましては、アレルギー疾患に関する総合サイトである「東京都

アレルギー情報ナビ」に、花粉の飛散情報、花粉症の予防・治療のための情報を掲載していただいて、都民に提供しております。

さらに、都民や企業と協働した「花粉の少ない森づくり運動」では、「企業の森」や「花 と緑の東京募金」、「パスモ電子マネーによる募金」等を通じ、多くの方の協力を得ており まして、これまでに累計 8 億円の募金を頂戴しております。

今後も、これらの募金等を有効に活用し、森林の整備等を進めていくとともに、各局の皆さんには是非協力・連携をさらに深めていただいて、多摩産材の活用をはじめとする、総合的な花粉症対策の発展をさせていくことをお願いしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたあします。

#### 【榎園部長】

ありがとうございます。続きまして、議事資料につきまして、事務局から説明をいたします。

まず、本部委員の紹介でございますが、お手元「委員名簿」に記載がございますので、 ご確認の程お願いいたします。

今回、山田保健医療局長が新たに副本部長に着任されたほか、昨年度から9名の委員が 交替されました。

名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

議事に入る前に、花粉症対策本部の推進体制についてご説明いたします。画面(資料1 花粉症対策の推進体制)をご覧ください。

花粉症対策本部は、平成17年度に設置され、「花粉発生源対策」、「保健・医療対策」、「各局独自の取組」を柱に、関係14局が連携し、総合的に花粉症対策を推進するとともに、国や九県市とも連携しながら取り組んでいます。以上が推進体制の概要でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事案件「花粉症対策の取組」のうち「資料2」から「資料8」までを、産業労働局から説明いたします。なお、ご意見、ご質問は、全ての説明が終了してから、一括してお受けしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### 【鐙課長】

農林水産部森林課長 でございます。資料2から資料8についてご説明をいたします。

《東京都花粉症対策の取組》といたしまして、資料 2-1、資料 2-2 に各事業の令和 6 年度の実績をお示ししています。

「森林整備」では、産業労働局による6年度の実績といたしまして、「主伐事業」で31 ha、「間伐事業」で142haを実施いたしました。環境局によります「針広混交林化」に向けました「森林再生事業」では、「間伐」が452ha、「枝打ち」が84haでございます。水道局によります「水源林保全作業」では、計606haの間伐・枝打ちなどが行われました。

次に、「多摩産材の流通」では、公共施設、公共工事での利用促進をはじめ、民間住宅への普及等に、取り組んでおります。詳細については、後ほどご説明いたします。

「試験・研究・調査」では、東京都産の無花粉スギの種を生産するための技術確立など を行っています。こちらについても、後ほどご説明いたします。

「都民協働」といたしまして、産業労働局では、「花粉の少ない森づくり運動」を展開しており、募金活動のほか、「企業の森」などを通じた普及 P R を行っております。この運動には、環境局所管の「花と緑の東京募金」及び、交通局所管の「パスモ電子マネー」による支援も頂戴しております。「花粉の少ない森づくり運動」についても、後ほどご説明します。ボランティアによる森林整備活動として、産業労働局の「とうきょう林業サポート隊」、水道局の「多摩川水源森林隊」などが継続的に活動をしております。

「保健・医療」においては、総合的な花粉症予防・治療対策に取り組んでいます。詳細は、 後ほど保健医療局からご説明をいただきます。

「大気汚染対策、消費者保護対策等」は、ご覧の内容で実施をしております。

続いて、資料 2-3、資料 2-4 は、《東京都花粉症対策の取組》の、令和 7 年度における計画です。本年度も、これまで各局が推進してきた取組を、引き続き実施をいたします。各事業の内容、目標値の説明は割愛をさせていただきますので、後ほどご覧ください。

ここからは、資料3から8は産業労働局、資料9で保健医療局の取組を順にご説明いたします。まず、≪森林整備と木材流通≫でございます。左上の表は「主伐事業」に関しましての、令和6年度までの実績と令和7年度の計画を示しております。令和6年度は、花粉発生源対策として、多摩地域のスギ・ヒノキ林を31ha伐採し、平成18年度からの累計面積は814haとなりました。今年度は、65haを目標に伐採を進めております。

令和6年度の木材供給量は、22,771㎡であり、主に建築用材として使われるA材は、日の出町にございます原木市場に出荷され、製材事業者による加工を経て、構造材、

内装材、家具など、幅広く利用されています。合板用材として使われるB材、チップ・パルプ用として使われるC材は、青梅市にございます貯木場に集められ、加工事業者等に販売されています。伐採現場に残る枝葉、未利用材は、D材として、バイオマス発電用のチップとして利用もされております。今年度も引き続き多摩産材の安定供給に努めてまいります。

続きまして、《調査・研究・試験》でございます。林業の低コスト化に向けましたコンテナ苗の生育状況調査や、東京都産無花粉スギの供給に向けました取組を継続して行っております。今年度からは、外部の影響を受けにくい施設型の採種園での種子生産技術の確立、花粉の少ないヒノキの採取量増加に向けました管理技術の開発に取り組んでいきます。

続きまして、《多摩産材利用拡大の取組状況》です。まず、「公共利用の促進」では、公 共施設木質空間創出事業を実施しています。都の関連施設に多摩産材の什器等を導入する 事業でございまして、各局の要望を受けて産業労働局が発注・購入を行い、所管替えを実 施し、各局にお渡しをいたします。令和6年度は、東京観光財団のオフィス、晴海客船タ ーミナルなどの施設で、壁面装飾、テーブル、椅子などの什器を導入しました。今後も各 所での活用をご検討ください。なお、製作に非常に時間がかかりますのでお早めにご相談 いただけますと助かります。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクトでは、区市町村が所管する施設での木造化・ 木質化、木製什器の導入等を支援しています。令和6年度は、15の自治体で多摩産材の 利用を進めていただきました。

「民間利用の促進」の取組でございます。木材利用ポイント事業は、多摩産材を一定量以上使用した住宅の新築またはリフォームを対象に、東京の特産物等と交換できるポイントを交付し、多摩産材の需要拡大を図るものでございます。中・大規模木造建築物等の木造木質化支援事業では、都内に建築を計画する民間施設において、新たな木材需要を創出するため、設計・施工に係る経費の一部を補助しております。

このほか、お子さまが木に触れ、木の良さ、木を使うことの大切さを知っていただく木 育の取組なども行っております。 次に、「情報発信」の取組です。多摩産材を含む国産木材の需要喚起、販路拡大を図るため、「モクコレ」という製品展示商談会を開催いたしております。今年度、令和8年2月12日・13日に東京ビッグサイトにて開催し、38都道府県から約300の木材産業、建設・建築に関わる事業者の皆さんが参加予定でございます。

国産木材の魅力発信拠点である「モクション」では、全国各地の木製品を月替わりで展示し、木材の魅力、利用の意義について、都民、施設の設計・建築に関わる方々にPRをしているところです。

さらに、東京の森林、東京の木 多摩産材の魅力を発信する拠点「TOKYO MOKU NAVI (モクナビ)」では、展示の入替えやワークショップも行いながら、利用推進に向けた情報を発信しております。お近くの、新宿のパークタワーで開催しております。是非足をお運びください。

また青梅合同庁舎内にあります、多摩産材情報センターでは、製品情報や調達方法に関する問合せ窓口となっておりますが、発注者や施工の事業者等からの、様々な相談に対応しております。

続きまして、《花粉の少ない森づくり運動》でございます。都は、政策連携団体と協力 し、広く都民や企業等と協働して発生源対策に取り組むことができる場を創出いたします、 「花粉の少ない森づくり運動」を展開しているところです。「花粉の少ない森づくり募金」 「企業の森」「森づくり支援倶楽部」を三つの柱としており、募金については、先ほど副知 事からもございましたが、昨年度に約4千万円、累計で8億円を超えました。この中には、 先に申しましたとおり、環境局所管の「花と緑の東京募金」、交通局のパスモ電子マネーを 通じた募金も含まれています。

「企業の森」は、協賛企業の寄付金によって森づくりを進めるもので、昨年度は1団体と協定を締結いたしました。今までに31団体と協定を結び、40箇所の森林整備を行ってまいりました。

「森づくり支援倶楽部」は、サポーターの皆さまから年会費を頂戴いたしまして、その一部を森林整備に充当するものでございます。会員の皆様には、メルマガやイベント等で情報発信をさせていただいております。

このほか、木工教室を開催するとともに、イベントでのブース出展、都営地下鉄へのポスター掲示、YouTubeでの動画配信など、様々な広報活動により、こうした発生源対策に関する情報を広く発信しているところでございます。

これに加えまして、近隣の9都県市で情報共有等を図るほか、国に対し要望活動を行っております。

国におきましては、令和5年、2023年の10月に十ヵ年を視野においた「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」というものが示されまして、「発生源対策」「飛散対策」「発症・暴露対策」の3本の柱で、集中的に実施すべきだとしております。国の動きとも歩調を合わせ、より効果的な対策が行われるよう取り組んでまいります。

私からの説明は、以上でございます。

## 【榎園部長】

ありがとうございました。続きまして、「資料9 総合的な花粉症予防・治療対策の推進」 につきまして、保健医療局から説明をお願いいたします。

## 【佐藤課長】

保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の佐藤と申します。私からは、資料9≪総合的な花粉症予防・治療対策の推進≫を用いまして、説明をさせていただきます。

まず、資料9-1、《総合的な花粉症予防・治療対策の推進》でございます。ホームページによる「予防や治療のための情報提供」についてでございます。アレルギー疾患に関する総合サイト「東京都アレルギー情報 navi.」の中で、「東京都の花粉情報」というコンテンツを設けてございます。ここで花粉症に関する情報を、都民の皆様に提供しております。「東京都の花粉情報」では、各シーズンにおける花粉飛散数、飛散開始日についての予測、都内12地点で観測したスギ・ヒノキの飛散花粉数や秋の草本花粉数の観測結果を、グラフや図を用いて分かりやすく掲載しております。また、花粉症の予防や治療に役立てるため、花粉の基礎知識や飛散時期の対応・対策のほか、舌下免疫療法などの治療に関する情報についても紹介をしております。なお、舌下免疫療法につきましては、アレルギー抗原であるスギ花粉を継続的に舌下から摂取することで、徐々にアレルギー反応の起きない体質に変えていく、という治療法でございます。東京都におきまして、過去、有効性、安全性等の検証を行いまして、平成26年から保険適応の治療として治療薬の販売が開始されてございます。現在は、錠剤タイプの治療薬も販売されておりまして、治療に3年から5年程度の期間がかかりますが、約8割の方で症状は改善したという報告もございます。根治ができる治療法として普及しております。

次に、「今春の花粉観測結果」について、情報提供させていただきます。2025年春シーズンのスギ、ヒノキの飛散花粉数は、昨年の7割、過去10年間の平均の8割、若干少なめという結果となりました。花粉別の飛散花粉数は、スギが過去10年平均の1.5倍、ヒノキは過去10年平均の9割でございました。詳細につきましては、令和7年度 第1回東京都花粉症対策検討委員会における検討結果といたしまして、9月11日に報道発表してございますので、そちらをご覧いただければと思っております。なお、飛散花粉数の観測結果は、過去の飛散データも含めて「東京都アレルギー情報 navi.」に掲載し、情報提供を行っております。

続いて、「花粉症患者実態調査」についてです。この調査は、昭和58年度から、おおむね10年毎に実施しておりまして、直近では平成28年度に実施しております。最新のスギ花粉症の推定有病率については、こちらのグラフに示すとおり、48.8%ということで、約2人に1人というような割合で、都民の中でスギ花粉症が発症しているという状況でございました。また、年齢区分別のスギ花粉症の推定有病率についても、全年齢層で前回の調査より上昇しておりまして、特に低年齢層での有病率の増加というものが顕著に見られております。

次に、「普及啓発」についてでございますが、先ほど申し上げたホームページでの広報のほかに、「花粉症ーロメモ」というものを作成しておりまして、保健所や区市町村を通して都民に配布しております。この「花粉症ーロメモ」では、花粉症の基礎的な知識、自己管理の方法などについて掲載しております。「東京都アレルギー情報 navi.」と併せて正しい知識、予防対策の普及に力を注いでございます。

最後に、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」についてでございます。平成27年に施行されました「アレルギー疾患対策基本法」に基づきまして、東京都では、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」を策定しておりまして、その中で花粉症もアレルギー疾患の一つとして位置付けています。引き続き、計画に基づきまして、花粉症対策を含めたアレルギー疾患対策を総合的に、全都的に進めてまいります。報告は、以上でございます。

## 【榎園部長】

ありがとうございました。これまでの説明に関しまして、補足や追加の報告事項などが ございましたら、画面の【リアクション】ボタンから「挙手」をクリックしてお知らせく ださい。

大丈夫でしょうか。ないようでしたら、最後に、松本副知事より、これまでの内容を踏まえまして、ご発言をお願いしたいと思います。

# 【松本副知事】

本日、いろいろ報告していただいてありがとうございました。花粉発生源対策や保健・ 医療対策、舌下免疫療法についてもよく理解することができました。そういったことを始 め、各局の皆さんがそれぞれの役割に応じて着実に取組を進めているということを理解す ることができました。

最近、特になんですけど、色々な社会情勢などが目まぐるしく変わる中で、一つの局で対応できない仕事というか、多くの局が連携して対応しなければいけない課題が多くなってきたという実感がございまして、様々なPTみたいなものも都庁内で作られているところですけれども、特に冒頭申し上げましたとおり、この花粉症の対策本部はその中でも横断連携の元祖的な存在だというふうに思っておりまして、引き続き皆様の賜れればと思っております。

特に、先ほどお話ありましたとおり、依然として多くの都民、実に2人に1人が相変わらず花粉症に悩まされているということなので、今後も皆さん、各局連携をしてさらにできることはないのかとか、スピードアップするにはどうすればいいのかとか、そういうことを考えていくことが重要だと思います。

そして、施策の推進にあたりましては、DXや、新たなプレーヤーであるスタートアップの活用なども図って、創意工夫をもって取り組んでいただきたいと思います。

これに加えまして、各局においては、さらなる多摩産材の活用というのはもちろんです し、全国の花粉症対策にもつながるように、国産木材の利用も積極的に検討し、活用に結 びつけていただければと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いします。

#### 【榎園部長】

ありがとうございました。以上をもちまして、「東京都花粉症対策本部」第22回全体会議を終了いたします。円滑な会議進行にご協力いただき、ありがとうございました。